

- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月30日老企55 各都道府県介護保険主管部（局）長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 訪問看護計画書等の記載要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訪問看護計画書に関する事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「療養上の課題・支援内容」及び「評価」の欄について 看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での療養上の課題及び支援内容並びに評価を具体的に記入すること。なお、「評価」の欄については、初回の訪問看護サービス開始時においては、空欄であっても差し支えない。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別紙様式1（内容変更有）</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 訪問看護計画書等の記載要領</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訪問看護計画書に関する事項</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「問題点・解決策」及び「評価」の欄について 看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での問題点及び解決策並びに評価を具体的に記入すること。なお、「評価」の欄については、初回の訪問看護サービス開始時においては、空欄であっても差し支えない。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別紙様式1</p>